

## 浄化槽の維持管理できれいな水環境を守りましょう！

### 浄化槽をご使用の皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きにより、家庭からの生活排水等をきれいな水にしてから放流するための設備です。家庭からの生活排水の多くは側溝や水路を通り、河川へ流れていきます。川の汚濁原因は、生活排水が7割以上を占めるといわれ、生活排水を適正に処理してから放流することが大切です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水環境を守りましょう！

### 浄化槽に必要な3つの維持管理

#### 1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や内容は、浄化槽の種類や大きさにより異なります(一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回以上)。埼玉県知事の登録を受けた保守点検業者と契約のうえ行ってください。

#### 2 清掃

浄化槽内に生じた汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

#### ▶町許可清掃業者

○益榮商事(株)(☎581・1745) ○(株)ロビン(☎584・2644)

#### 3 法定検査

##### ▶設置後の検査(『浄化槽法』第7条検査)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月の間に行わなければなりません。

##### ▶定期検査(『浄化槽法』第11条検査)

浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が十分機能を発揮しているかの検査を、年1回行います。検査結果は、浄化槽管理者(使用者)や保守点検業者に通知され、維持管理に生かされます。法定検査の手続きは、指定検査機関で行ってください。

##### ▶指定検査機関(一社)埼玉県浄化槽協会(☎501・5707)

※「保守点検」「清掃」「法定検査」は、それぞれ費用(手数料)がかかります。

### 浄化槽を適正に使用するために

- 天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。

### 浄化槽に必要な届出・報告

■ 浄化槽の設置、開始、廃止等を行うときには、手続きが必要です。詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

#### お知らせ



ご活用ください！

### 浄化槽設置整備事業補助金

補助対象区域内において、自ら居住する専用住宅に設置されている単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽を、合併処理浄化槽に転換しようとする方(住宅の所有者、世帯主等)を対象にその費用の一部を補助します。

※補助対象区域について、また補助金の申請を行う場合には申請条件がありますので申請前にお問い合わせください。

#### ▶補助限度額(令和4年度転換補助の場合)

人槽	補助限度額(合計)	人槽の算定
5人槽	542,000円	住宅の延べ面積が130㎡以下の場合
7人槽	624,000円	住宅の延べ面積が130㎡を超える場合
10人槽	758,000円	台所および浴室が2カ所以上の場合(2世帯住宅)

#### お知らせ



浄化槽は町が設置・維持管理！

### 寄居町公設浄化槽事業

町では生活排水処理対策として、寄居町公設浄化槽事業を実施しています。事業区域は、用土駅西側地区(2区、3区、4区、5区の一部)、鉢形地区(一部地域を除く)、赤浜地区(赤浜区の一部)です。生活環境と水環境保全のために、ぜひ本事業にご参加ください。

#### 公設浄化槽事業とは

事業区域内的の個人住宅等に対して、工事費の一部を分担金としてご負担いただき、町が主体となって浄化槽の設置を行います。また、公設浄化槽使用者の皆さんから維持管理費用として使用料を納めていただき、町が浄化槽の維持・管理を行います。

#### ▶対象

- くみ取り式のトイレを使用しており、水洗トイレ化を希望される方
- 単独処理浄化槽を使用しており、老朽化・故障等により浄化槽の入替を希望される方
- 既設浄化槽の維持・管理に煩わしさを感じている方等



10月は

## 食品ロス削減月間です！

### 食品ロスとは？

まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。

令和元年10月1日に『食品ロスの削減の推進に関する法律』が施行され、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められました。

日本における食品ロスの量は、令和2年度推計値で年間約522万トンです。そのうち約47%に当たる約247万トンが一般家庭から発生する食品ロスとなっています。食品ロスの削減には、皆さん一人一人の毎日の取り組みが必要です。「もったいない」を合言葉に、できることから始めてみましょう。

#### ▶食品ロス削減の取り組み

例えば…

- 買い物に出かける前に、冷蔵庫や食品棚にある食品の在庫を確認する。
- 買い物をするときは、必要なものを必要な分だけ購入する。
- 調理をするときは、食べきれ的分だけ作るようにする。
- 外食をするときは、食べきれる量を注文する。

#### ▶知っていますか？賞味期限と消費期限の違い

##### 賞味期限

おいしく食べることができる期限です。スナック菓子や缶詰等の比較的傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎててもすぐに食べられなくなるわけではありません。

##### 消費期限

安全に食べられる期限です。お弁当やサンドイッチなどの傷みやすい食品に表示されています。この期限内に食べきりましょう。

※賞味期限と消費期限はどちらも、袋や容器を開けないで、保存方法を守って保存していた場合のおいしさや安全を約束したものです。一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221)

## 町施設の温室効果ガス排出量を公表します！

町では「寄居町地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化の大きな要因である温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行っています。このたび、令和3(2021)年度の町施設の温室効果ガスの排出量を次のとおり公表します。

中間年度目標(令和4年度)	令和3年度実績	結果
基準年度比 -17.7%	基準年度比 -33.2%	令和3年度の温室効果ガス排出量は3,502,242kg-CO <sub>2</sub> となり、令和2年度の3,386,716kg-CO <sub>2</sub> と比べ、115,526kg-CO <sub>2</sub> の増加となりました。その結果、令和2年度に比べて2.2ポイント増加しました。

※平成25年度を基準年度として算出

今後も町では、令和12(2030)年度(計画最終年度)の目標である、対平成25(2013)年度増減率-40.1%に向け、地球温暖化対策を推進していきます。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線224)

### 町施設の温室効果ガス排出量の推移

